

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 8 年 7 月 17 日受付分)

特定非営利活動法人 Edura

縦覧期間

令和 8 年 7 月 17 日 (金) から
令和 8 年 7 月 31 日 (金) まで

特定非営利活動法人 Edura 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Edura という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県たつの市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発達性読み書き障害等の特性により学習や生活に困難を抱える児童生徒及びその保護者に対して診断を除く専門的な評価を行うほか、同人ら並びに教育医療福祉関係者に対して指導・相談・啓発に関する事業を行う。医療及び教育並びに福祉が有機的に連携した包括的な支援体制を構築し、当該児童生徒の健全な育成と自己実現、並びに誰もが学びやすいユニバーサルな社会環境の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 読み書き困難に関する評価・指導・学習支援事業
- (2) 発達特性に関する評価（診断を除く）及び相談支援事業
- (3) 支援者育成のための研修・検定及び資格認定事業
- (4) 講演会、研修会、セミナー等の企画・開催及び講師派遣事業
- (5) 学習支援教材、書籍、検査器具等の開発・制作・販売又は提供及び普及事業
- (6) 読み書き支援に関する調査・研究及び情報の収集・提供事業
- (7) 読み書き支援拠点の開設・運営に関する助言、指導及び支援事業
- (8) インターネット等を利用した支援者情報の提供及び連携促進事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつ

て本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又

は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）

- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(顧問)

第40条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちたつの市に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

（施行細則）

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	立 田 知 大
副理事長	山 本 悠
理 事	楠 悠 衣
同	増 田 祐 輔
監 事	奥 野 哲 平

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	0 円	0 円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	0 円	0 円

役員名簿

特定非営利活動法人 Edura

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	たつた ともひろ		有
	立田 知大		
理事 (副理事長)	やまもと はるか		無
	山本 悠		
理事	くす ゆい		無
	楠 悠衣		
理事	ますだ ゆうすけ		無
	増田 祐輔		
監事	おくの てっぺい		無
	奥野 哲平		

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、発達障害に関する認知は広まりつつありますが、知的な遅れがないにもかかわらず「読むこと」や「書くこと」に特異的な困難を抱える発達性ディスレクシア（読み書き障害）の子どもたちに対する支援は、教育現場および医療現場のいずれにおいても未だ十分とは言えません。多くの子どもたちが、その特性を努力不足と誤解され、学習面や心理面で困難を抱え、不登校や二次的な情緒障害へとつながるケースも少なくありません。

設立代表者は児童精神科医として診療に携わる中で、医療による診断のみでは、子どもたちの学習や生活上の困難を十分に解決できないという課題を感じてきました。病院では診断や治療は可能である一方、学校生活に即した学習支援や、合理的配慮としてのICT 機器活用支援を継続的に行うことは制度上困難です。また、教育現場においても、専門的な評価や個別支援を行うための人的・時間的資源が不足しており、地域間の支援格差も課題となっています。

こうした医療と教育の制度的な隙間にある課題に対応するため、医学的・科学的根拠に基づく専門的な評価と、教育的な学習支援を包括的に提供する第三の支援拠点が必要であると考えました。揖保川病院読み書き研究会はこれまで、たつの市教育委員会および太子町教育委員会と連携し、早期発見を目的としたスクリーニングツールの開発や、地域における支援体制の構築に向けた協議を重ねてまいりました。

本法人では、WAVES¹ や WISC² 等の客観的指標に基づく評価を行い、それに基づい

¹ WAVES：視覚関連基礎スキル広範囲アセスメント（Wide-range Assessment of Vision-related Essential Skills）は、主に子どもが学習や日常生活で「見る力」の弱さによって困難を抱えていないかを分析する視知覚検査です。

² WISC：児童向けウェクスラー式知能検査（Wechsler Intelligence Scale for Children）は、デイヴィッド・ウェクスラーによって開発された児童向けの知能検査で、6歳から16歳までを対象として個別に実施され、言語理解、視覚空間認識、流動性推理、ワーキングメモリ、処理速度の5つの一次指標値から、学習上の問題を評価し特定することに関係する認知能力を測るものです。

た読み書き支援や、保護者および学校へのコンサルテーションを通じて、子どもたちが本来持つ能力を発揮できる環境づくりを目指します。また、医療機関や教育機関等と連携しやすい場所に活動拠点を設けることで、医療と教育が相互に補完し合う、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

これまでの活動は、設立代表者が所属医療機関内において、任意の研究会として無償で実施してきたものですが、任意団体としての活動には限界があります。具体的には、診療業務の合間に限られた時間で実施せざるを得ず、継続的な支援体制の確保、支援者の育成、教材や評価方法の整備、学校や関係機関との安定した連携、会計処理や責任体制の明確化などにおいて、個人又は任意団体の活動だけでは十分な継続性と公共性を担保することが困難です。

また、読み書き困難を抱える子どもたちへの支援は、医療機関による診断や治療のみで完結するものではなく、家庭、学校、地域が連携しながら、学習場面に即した支援を継続的に提供していく必要があります。そのためには、特定の医療機関や個人の善意に依存するのではなく、地域の保護者、教育関係者、医療・福祉関係者、支援者が広く参画できる、透明性と継続性を備えた非営利の組織として活動を行うことが必要であると考えます。

そこで、本法人は特定非営利活動法人格を取得することにより、組織としての責任体制及び会計の透明性を確保し、行政、教育機関、医療機関、福祉機関、地域団体等との連携をより円滑に進めるとともに、読み書き困難を抱える子どもたちとその家族に対し、継続的かつ安定的な支援を提供できる体制を構築します。法人化により、これまで任意の研究会として培ってきた知見と実践を地域に定着させ、将来的には支援者育成、教材開発、研修、相談支援等を通じて、誰もが学びやすい地域社会の実現に広く寄与していきたいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

令和元年 4月 所属医療機関内において、揖保川読み書き障害研究会として読み書

き困難児に対する無償での評価・学習支援を試験的に開始（本事業の
原型となる活動のスタート）

令和7年 8月 たつの市教育委員会と、地域における読み書き困難児に対する支援
体制の構築に向けた協議を開始

令和7年10月 医療と教育の連携による包括的な学習支援事業構想（Edura プロジ
ェクト）の本格検討を開始

令和7年12月 たつの市教育委員会・太子町教育委員会の協力のもと、早期発見・
早期支援のための「読み書きスクリーニングツール」の開発に着手

令和7年12月 法人化に向けた設立発起人会を開催

令和8年 7月 設立総会を開催

令和8年7月1日

特定非営利活動法人 Edura

設立代表者

氏名 立田 知大

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人 Edura

1. 基本方針

法人設立後、速やかに事業実施体制を整え、読み書きに困難を抱える児童・生徒に対する専門的な評価及び学習支援事業を開始する。また、近隣の教育・医療機関との連携を深め、地域における支援拠点の基盤を築く。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 読み書き困難に関する評価・指導・学習支援事業	読み書き困難の特性に応じた個別または少人数の学習指導、及び読み書き能力のスクリーニング検査を実施する。	9 月より 開始 月 4 回程度	事務所	読み書き困難のある児童 1 人／回 延べ 30 名	180
(2) 発達特性に関する評価（診断を除く）及び相談支援事業	WAVES 等の読み書き検査の実施、及び専門的知見を踏まえた個別相談を行う。	9 月より 開始 月 1 回程度	事務所	読み書き困難のある児童やその保護者 1 人／回 延べ 10 名	220
(3) 支援者育成のための研修・検定及び資格認定事業	事業周知のためのパンフレット作成や、関係機関への挨拶回り、支援者向け研修教材の作成を行う。	随時	事務所	教育・福祉関係者	0

(4) 講演会、研修会、セミナー等の企画・開催及び講師派遣事業	読み書き困難及び発達特性に関する理解促進を目的として、保護者、教育関係者、支援者等を対象とした講演会、研修会又は説明会を企画・実施する。	随時	近隣施設、公民館等	保護者、教育・福祉関係者、支援者等、延べ20名程度	0
(5) 学習支援教材、書籍、検査器具等の開発・制作・販売又は提供及び普及事業	読み書き困難の評価及び支援に用いる教材、課題、スクリーニングツール、ICT教材等の開発、改良、試行及び普及に向けた準備を行う。初年度及び翌年度は、既存教材の整理、評価課題の改良、支援教材の試作及び関係者への提供準備を行う。	通年	事務所、オンライン等	読み書き困難のある児童・生徒、保護者、支援者等	0
(6) 読み書き支援に関する調査・研究及び情報の収集・提供事業	読み書き困難の早期発見及び支援方法に関する調査、データ整理、研究発表、論文投稿、関係資料の収集及び情報提供を行う。教育機関等と連携し、読み書き支援に関する知見を地域に還元する。	通年	事務所、学会、オンライン等	児童・生徒、保護者、教育・医療・福祉関係者、地域住民等	0
(7) 読み書き支援拠点の開設・運営に関する助言、指導及び支援事業	読み書き支援の地域拠点形成に向けて、関係機関、教育機関、福祉事業所、地域団体等との情報交換及び連携協議を行う。また、将来的な支援拠点の開設や運営に関心を有する団体等に対し、必要に応じて助言及び情報提供を行う。	随時	事務所、関係機関、オンライン等	教育・医療・福祉関係者、地域団体等	0

(8) インターネット等を利用した支援者情報の提供及び連携促進事業	法人ホームページ等を通じて、読み書き困難、発達性ディスレクシア、学習支援、相談窓口等に関する情報を発信する。また、保護者、教育関係者、支援者が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備する。	通年	事務所、オンライン等	保護者、教育・医療・福祉関係者、支援者、地域住民等	0
-----------------------------------	---	----	------------	---------------------------	---

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会 5月

② 理事会 年2回以上（随時開催）

(2) 事務局体制

事務局長：立田知大、事務局スタッフ：立田恵莉子（会計・庶務担当、無報酬）、山本悠（指導統括）、その他、専門指導員（作業療法士）若干名

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人 Edura

1. 基本方針

前年度の取り組みを継続・発展させ、定期的な学習支援の利用者数を拡大する。また、蓄積されたデータを基に、独自の教材開発や支援者向け研修の開催に向けた準備を進める。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) 読み書き困難に関する評価・指導・学習支援事業	読み書き困難の特性に応じた継続的な学習指導、及び詳細な読み書き能力評価を実施する。	通年 月 8 回 程 度	事務所	読み書き困難のある児童 1人／回 延べ 100名	400
(2) 発達特性に関する評価（診断を除く）及び相談支援事業	専門的検査（WAVES 等）の実施及び結果に基づくフィードバック面談、教育相談の実施。	通年 月 1 回 程 度	事務所	読み書き困難のある児童やその保護者 1人／回 延べ 15名	300
(3) 支援者育成のための研修・検定及び資格認定事業	支援者向け研修の試行的開催（年 1 回程度）	未定	近隣施設	支援者	10

(4) 講演会、研修会、セミナー等の企画・開催及び講師派遣事業	読み書き困難及び発達特性に関する理解促進を目的として、保護者、教育関係者、支援者等を対象とした講演会、研修会又は説明会を企画・実施する。	随時	近隣施設、公民館等	保護者、教育・福祉関係者、支援者等、延べ20名程度	10
(5) 学習支援教材、書籍、検査器具等の開発・制作・販売又は提供及び普及事業	読み書き困難の評価及び支援に用いる教材、課題、スクリーニングツール、ICT教材等の開発、改良、試行及び普及に向けた準備を行う。初年度及び翌年度は、既存教材の整理、評価課題の改良、支援教材の試作及び関係者への提供準備を行う。	通年	事務所、オンライン等	読み書き困難のある児童・生徒、保護者、支援者等	0
(6) 読み書き支援に関する調査・研究及び情報の収集・提供事業	読み書き困難の早期発見及び支援方法に関する調査、データ整理、研究発表、論文投稿、関係資料の収集及び情報提供を行う。教育機関等と連携し、読み書き支援に関する知見を地域に還元する。	通年	事務所、学会、オンライン等	児童・生徒、保護者、教育・医療・福祉関係者、地域住民等	0
(7) 読み書き支援拠点の開設・運営に関する助言、指導及び支援事業	読み書き支援の地域拠点形成に向けて、関係機関、教育機関、福祉事業所、地域団体等との情報交換及び連携協議を行う。また、将来的な支援拠点の開設や運営に関心を有する団体等に対し、必要に応じて助言及び情報提供を行う。	随時	事務所、関係機関、オンライン等	教育・医療・福祉関係者、地域団体等	0

(8) インターネット等を利用した支援者情報の提供及び連携促進事業	法人ホームページ等を通じて、読み書き困難、発達性ディスレクシア、学習支援、相談窓口等に関する情報を発信する。また、保護者、教育関係者、支援者が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備する。	通年	事務所、オンライン等	保護者、教育・医療・福祉関係者、支援者、地域住民等	0
-----------------------------------	---	----	------------	---------------------------	---

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年2回以上（随時開催）

(2) 事務局体制

事務局長：立田知大、事務局スタッフ：立田恵莉子（会計・庶務担当、無報酬）、山本悠（指導統括）、その他、専門指導員（作業療法士）若干名

令和8年度活動予算書
(設立の日から令和9年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
4. 事業収益			
(1) 読み書き困難に関する評価等支援事業	180,000		
(2) 発達特性に関する相談支援事業	220,000		
(3) 支援者育成のための研修・資格認定事業	0		
(4) 発達特性に関する講演会・研修会事業	0		
(5) 読み書き支援教材・ツール開発事業	0		
(6) 読み書き困難に関する調査・研究事業	0		
(7) 読み書き困難地域拠点への支援事業	0		
(8) インターネット情報提供事業	0		
事業収益計		400,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	100,000		
法定福利費	0		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	170,000		
印刷費	10,000		
通信費	56,000		
保険料	0		
会場費	9,000		
会議費	0		
その他経費計	245,000		
事業費計		345,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			

科目	金額		
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	3,000		
印刷費	1,000		
通信費	27,000		
旅費交通費	0		
光熱水費	2,800		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
その他経費計	33,800		
管理費計		33,800	
経常費用計			378,800
当期正味財産増減額			21,200
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			21,200

令和9年度活動予算書
(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
4. 事業収益			
(1) 読み書き困難に関する評価等支援事業	400,000		
(2) 発達特性に関する相談支援事業	300,000		
(3) 支援者育成のための研修・資格認定事業	10,000		
(4) 発達特性に関する講演会・研修会事業	10,000		
(5) 読み書き支援教材・ツール開発事業	0		
(6) 読み書き困難に関する調査・研究事業	0		
(7) 読み書き困難地域拠点への支援事業	0		
(8) インターネット情報提供事業	0		
事業収益計		720,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			720,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	400,000		
法定福利費	0		
人件費計	400,000		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	40,000		
印刷費	6,000		
通信費	96,000		
保険料	0		
会場費	12,000		
会議費	0		
その他経費計	154,000		
事業費計		554,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			

科目	金額		
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	3,000		
印刷費	1,000		
通信費	36,000		
旅費交通費	0		
光熱水費	3,600		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	70,000		
その他経費計	113,600		
管理費計		113,600	
経常費用計			667,600
当期正味財産増減額			52,400
前期繰越正味財産額			21,200
次期繰越正味財産額			73,600